

## 糸満市における I R（統合リゾート）調査特別委員会設置に関する決議

### 1 特別委員会の設置

沖縄県は、平成25年9月に政府が検討中の、地域を限定して規制を大胆に緩和する「国家戦略特区」の全国公募に「沖縄 I R（統合リゾート）の導入」プロジェクトを提案した。

本市における I R（統合リゾート）に関する調査をするため、委員会条例第6条の規定により特別委員会を設置するものとする。

### 2 付託事件

- (1) 糸満市における I R（統合リゾート）に関する調査について
  - ア 新しい産業の活性化及び新しいまちづくりについて
  - イ 自治体の税収増及び市民サービスの拡大について
  - ウ 長期滞在型観光について
  - エ その他糸満市における I R（統合リゾート）に関することについて

### 3 調査期限

本特別委員会は、2に掲げる事件の調査が終了するまで閉会中もなお継続審査することができる。

### 4 委員定数

本特別委員会の委員は21人とする。